

# 定期監査結果報告書

## 1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 保健福祉部
- (2) 監査実施期間 平成29年11月7日～平成30年1月29日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 平成29年度、平成29年4月1日から平成29年10月31日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

## 2. 監査の結果

監査対象部局の平成29年10月末までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正であることを認めた。

### (1) 各課の監査項目及び着眼点

#### 【高齢・障がい福祉課】

(歳出)

監査項目 障害者福祉システム保守点検業務委託料

- 着 眼 点
- ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
  - ②委託契約の手続き等について、適正に行われているか。
  - ③委託内容の履行確認は適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 福祉タクシー助成事業費

- 着 眼 点
- ①支出負担行為は適正に行われているか。
  - ②支給金額の算定、方法、時期、手続等は適正か。

#### 【社会福祉課】

(歳入)

監査項目 経済対策臨時福祉給付金給付事務費補助金

- 着 眼 点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
  - ②調定額の算定は適正か。
  - ③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

- 監査項目 高石市学習支援事業業務委託料  
着 眼 点 ①委託の内容は適切か。また、委託相手方及び選定方法は適切か。  
②委託料の支出は適正に行われているか。

【健幸づくり課】

(歳入)

- 監査項目 第三者行為による納付金  
着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。  
③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

- 監査項目 国民健康保険料電話催告業務委託料  
着 眼 点 ①委託の内容（目的、実施効果等）、相手方及び選定方法は適切か。  
②委託契約の手続き等について、適正に行われているか。  
③委託内容の履行確認は適正に行われているか。

【地域包括ケア推進課】

(歳出)

- 監査項目 B型肝炎予防接種委託料  
着 眼 点 ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。  
②委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。  
③委託料の支出は、適正に行われているか。

(歳出)

- 監査項目 里帰り出産等助成金  
着 眼 点 ①助成金の算出は合理的な基準により行われているか。  
②助成金の支出手続きは適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【高齢・障がい福祉課】

(歳出)

- 監査項目 障害者福祉システム保守点検業務委託料  
(10月末現在)

予算額	支出済額
1,009,959円	339,984円

- 着 眼 点
- ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
  - ②委託契約の手続き等について、適正に行われているか。
  - ③委託内容の履行確認は適正に行われているか。

障害者福祉システムとは、基本的に以下の情報を履歴管理するものである。

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の台帳
- ②障害福祉サービスの給付
- ③自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の認定
- ④特別障害者手当の給付
- ⑤障害児福祉手当の給付
- ⑥経過的福祉手当の給付
- ⑦補装具の交付・修理の給付
- ⑧日常生活用具の給付
- ⑨地域生活支援事業の給付

このシステムは、平成 24 年 2 月から社会福祉課にて稼動している生活保護システムのサーバ機を使用して運用を開始したが、平成 29 年 1 月に更新の時期を迎え、多様化する障害者福祉サービスへの対応やシステムのセキュリティ向上を目的とするため、新システムではクラウド化によるシステム構築を生活保護システムと一括して行い、指名競争入札の結果、旧システムと同様の株式会社日立システムズ関西支社と契約締結となった。

障害者福祉システム保守点検業務は、開発・導入業者でなければ更新業務及びサポート業務が行えないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記業者と随意契約を行っている。

なお、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までは旧システムとの並行稼動ため、旧システムでの保守点検業務契約を行い、平成 29 年 6 月 1 日以降は新システムでの保守点検業務契約を行っている。契約内容は下記のとおりであり、この業務委託料について、決裁行為書、契約書、支出命令書等関係書類を監査した結果、その手続き、経費の支出は適正に処理されていた。

契 約 者 名	株式会社日立システムズ関西支社
契約履行期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日
契 約 金 額	月額 59,400 円
契約履行期間	平成 29 年 6 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
契 約 金 額	月額 55,296 円
契約保証金	高石市契約規則第 46 条第 3 号により免除
支 払 方 法	毎月検査後、請求があった日から 30 日以内

(歳出)

監査項目 福祉タクシー助成事業費

(10月末現在)

予算額	支出済額
5,292,000円	2,547,230円

- 着 眼 点 ①支出負担行為は適正に行われているか。  
②支給金額の算定、方法、時期、手続等は適正か。

この助成事業は、高石市重度障害者等タクシー利用料金助成事業実施要綱に基づき、鉄道、バス等の路線交通機関の利用が困難な重度の障害者及び難病患者（以下「重度障害者等」という。）に対して、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、その者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進に寄与し、重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的とし、行われている。

助成を受けることができる者は、原則本市の住民基本台帳に記録されている者で、下記のいずれかに該当する者である。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有する者
- (2) 療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に「A」の表示がある者又は知的障害判定機関において障害の程度が重度と判定された者
- (3) 難病の患者に対する医療費等に関する法律第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者
- (4) 児童福祉法第19条の3第7項に規定する医療受給者証の交付を受けている者

また、助成の内容は、市が指定するタクシー会社（以下「協力機関」という。）のタクシーに乗車された時の初乗運賃である基本利用相当額（以下「助成金」という。）を助成するもので（利用は1回につき1枚）、申請により助成券を1人につき、年間最大24枚（年度途中の場合は、申請の日の属する月の月分から当該年度の3月分までの月数×2枚）を交付する。但し、リフト（スロープ等を含む）付き介護タクシーを時間制運賃で利用された場合は、1回の利用につき2枚（1枚あたり最大700円）まで利用ができるものである。

申請の手続については、翌年度分の案内を3月上旬に該当者に郵送している。また、受付については、3月下旬より随時行っており、審査のうえ利用助成券の交付を行っている。

重度障害者等タクシーの利用の方法については、利用者が降車の際に利用料金から助成金を差し引いた額と利用助成券を乗務員に渡すものである。

支払いについては、協力機関が重度障害者等タクシー用料金助成事業報告書兼助成金請求書に1ヶ月取りまとめた利用助成券を添付のうえ請求し、提出された利用助成券を確認後、支払うものである。

10月末までの助成金の支払件数、金額は下記のとおりであり、この助成事業について、決裁行為書、支出命令書等関係書類を監査した結果、要綱に基づき適正に処理されていた。

月 分	件 数	金 額
4 月分	702 枚	469,850 円
5 月分	804 枚	540,330 円
6 月分	819 枚	549,810 円
7 月分	751 枚	503,360 円
8 月分	721 枚	483,880 円
合 計	3,797 枚	2,547,230 円

【社会福祉課】

(歳入)

監査項目 経済対策臨時福祉給付金給付事務費補助金

(10 月末現在)

予算額	調定額	収入済額
26,155,000 円	26,505,000 円	26,505,000 円

- 着 眼 点
- ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
  - ②調定額の算定は適正か。
  - ③調定の時期及び手続きは適正か。

「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」は、平成 26 年 4 月の消費税率 5% から 8% への引上げを踏まえて、低所得者に配慮する観点から導入する施策（軽減税率等）の実現までの間の低所得者に対する臨時的・暫定的な措置として位置づけられ実施されてきた。

一方、政府は、現状の景気が個人消費に力強さを欠いた状況にあることから、一億総活躍社会の実現の加速に向けて、消費の底上げを図り、内需をしっかりと拡大するためには社会全体の所得の底上げを図っていくことが重要であるとの認識を持つに至った。

こうした状況を踏まえ、予定されていた消費税率 10% への引上げの延期に伴い、軽減税率等の導入も延期となったことによるこの間の低所得者に与える影響を緩和するため、政府は、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）において、「簡素な給付措置について、平成 31 年 9 月までの 2 年半分を一括して措置する」こととされ、平成 28 年度第二次補正予算により、「臨時福祉給付金（経済対策分）」（簡素な給付措置）を実施することとなったものである。事業実施にあたり本市において平成 28 年度補正予算として計上している内容は以下のとおりである。

- 支給対象者 平成 28 年度臨時福祉給付金の支給対象者（※ 1）
- 対象見込者数 13,000 人
- 給付額 1 人当たり 15,000 円（※ 2）
- 補正予算計上額 221,505 千円（財源は全額国費）

【内訳】 事業費 195,000 千円  
 事務費 26,505 千円

▽ 事務費 積算内訳 (単位：千円)

費 目	金 額	説 明
職 員 手 当 等	2,700	時間外勤務手当
賃 金	8,588	パート職員賃金、臨時的任用職員賃金
報 償 費	198	臨時的任用職員報償費
旅 費	7	職員出張旅費
需 用 費	2,250	印刷製本費等
役 務 費	7,562	通信運搬費、口座振込み手数料等
委 託 料	1,300	システム改修業務委託料
使用料及び賃借料	3,900	事務機器借上料
計	26,505	

※1 平成28年1月1日（基準日）時点における本市の住民基本台帳登録者で、平成28年度市民税（均等割）非課税者（生活保護受給者及び平成28年度市民税（均等割）が課税されている方の被扶養者を除く）。

※2 平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給。

事業を実施するにあたり、平成28年度において、臨時福祉給付金等給付事務費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に沿って、実施計画書及び経費の積算内訳明細書を添えて交付申請を行い、交付決定額を歳入措置している。また、「臨時福祉給付金（経済対策分）」は国の第二次補正予算に係る事業であり、給付金の種別が追加変更されたことに伴い、変更交付申請も行っている。

なお、当該事業費については、実際の給付事業の申請受付を平成29年4月から行うため、平成29年度へ予算を繰り越しているものである。

調定日 平成29年4月1日  
 補助金請求日 平成29年5月12日  
 収納日 平成29年5月29日

事業終了予定は平成30年3月31日とし、事業終了後は要綱に沿い、実績報告額算出表等の必要書類を添えて事業実績報告を行い、交付額確定通知を受け、超過交付額を返還手続き等をする予定であり、交付申請書等関係書類を監査した結果、要綱に基づき適正に処理されていた。また、調定額の算定、調定の時期及び手続き等についても関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 高石市学習支援事業業務委託料

(10月末現在)

予算額	支出済額
2,248,000 円	0 円

着 眼 点 ①委託の内容は適切か。また、委託相手方及び選定方法は適切か。  
②委託料の支出は適正に行われているか。

生活保護受給者は過去最多の更新が続いており、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しが喫緊の課題となっている。生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立を促進するため、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）が平成27年4月に施行された。

法に基づき新たに制度化された任意事業として「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」があり、本市は「高石市高校進学支援学習会」の名称で、平成28年度から高石市学習支援事業業務を実施している。

本事業は、生まれ育った環境によって子どもの受けられる教育に格差が生じ、将来的に所得の低い職業に就かざるをえなくなり、その子ども世代も困難を抱えることになる、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、高校進学に課題のある子どもに対して、学ぶことのできる場の提供、補助学習や学習への動機付けを含めた高校進学に向けた学習支援を実施することで、将来の世帯の自立助長に寄与することを目的としている。

この学習会は、児童扶養手当の受給世帯等で市内在住の中学2・3年生を対象とし、6月から翌年3月末までの期間に週2回（6～8月は週1回）1回2時間、2ヶ所の公民館を利用して実施している。また、生徒1～5名に対し、学習支援員が1名配置され、生徒は主要5教科より希望した2科目を中心に参加費無料でサポートを受けられる。

#### ▽ 高石市高校進学支援学習会

	平成28年度	平成29年度
実施回数	62回	29回/62回
支援決定生徒数	16人	19人
平均参加人数	4.4人	14.4人
支援生徒のうち 高校進学人数(率)	16人(100%)	—

※ 平成29年度は10月末現在

事業実施にあたっては、国の実施要領、補助金交付要綱や関係法令に基づき、国庫補助率1/2の補助金事業として、市が実施主体となり、法人格を有する民間事業者に事業の全部を委託して実施しており、事業終了後、生活困窮者就労準備支援事業等として同じ位置づけを持つ事業と併せて、補助金の交付申請を行うこととなっている。

契約については、本事業の遂行に必要な専門知識・経験を持つ本市に登録のある全2者を指名し、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定に基づき指名競争入札を行って

おり、契約内容については下記のとおりである。

契約者名	株式会社 トライグループ 家庭教師のトライ 大阪校
契約年月日	平成 29 年 4 月 7 日
契約履行期間	平成 29 年 4 月 7 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
契約金額	2,214,000 円
契約保証金	高石市契約規則第 46 条第 3 号により免除
支払方法	検査後、請求があった日から 30 日以内

決裁行為書、契約書、支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

#### 【健幸づくり課】

(歳入)

監査項目 第三者行為による納付金

(10 月末現在)

予算額	調定額	収入済額
6,000,000 円	8,487,480 円	8,487,480 円

- 着 眼 点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
  - ②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
  - ③調定の時期及び手続きは適正か。

第三者行為による納付金は、国民健康保険法第 64 条第 1 項において、「保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。」と規定されており、たとえば、交通事故等により、被害者となった場合において、何らかの理由により、加害者の保険から保険金が支払われる前に被害者の加入する医療保険から保険給付が行われた場合、保険者はその給付の価額の限度において、被保険者が有する損害賠償請求権を代位取得し、加害者に対して求償するものである。

また、同条第 3 項において、「損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる。」と規定されており、本市においては、大阪府国民健康保険団体連合会に委託している。

そのため、同連合会からの損害賠償金送金通知に基づき、調定及び収納している。

平成 29 年 10 月末日までの調定及び収納の状況は下表のとおりである。

【調定及び収納】

調定日	収納日	調定額及び収入額	件数
4月4日	4月17日	27,643円	1件
5月2日	5月15日	457,629円	1件
7月4日	7月18日	2,486,494円	1件
8月3日	8月15日	1,326,350円	2件
9月5日	9月15日	2,380,381円	2件
10月4日	10月16日	1,808,983円	2件
合計		8,487,480円	9件

調定額の算定、調定の時期及び収納手続き等について関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 国民健康保険料電話催告業務委託料

(10月末現在)

予算額	支出済額
6,319,000円	3,660,300円

- 着 眼 点
- ①委託の内容（目的、実施効果等）、相手方及び選定方法は適切か。
  - ②委託契約の手続き等について、適正に行われているか。
  - ③委託内容の履行確認は適正に行われているか。

電話催告業務は、平成23年度より国民健康保険料の債権の確保を図るため、コールセンターを設置し、滞納者に対するオペレーターによる納付案内（電話催告業務）を行うことにより、累積滞納の未然防止を図っている。さらに、納付案内業務のほか、悪質な滞納者に対する催告書の送付や財産調査等の滞納処分に関する補助業務、口座振替の勧奨や特定検診の受診勧奨業務等も実施している。

契約については、高石市の実情に応じた業務の履行が可能で、大阪府下で類似事業の実績があり、確実に業務が遂行できる体制である3者を選定し、指名競争入札にて契約を行っている。契約内容については、下記のとおりである。

履行確認については、毎月、契約者からの業務報告書等により確認を行い、検査に合格した後に請求書を受領し、委託料を支払っている。

決裁行為書、契約書、支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

なお、当該業務の実施により、わずかではあるが毎年収納率は向上している。

また、平成28年度から介護保険料、平成29年度から後期高齢者医療保険料も各保険料

の債権の確保のため、同様の電話催告業務を委託している。

契約者名	株式会社 セブンパーソナルプラス
契約年月日	平成29年4月1日
契約履行期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
契約金額	6,274,800円
契約保証金	高石市契約規則第46条第8号の規定により免除
支払方法	毎月検査後、請求があった日から30日以内

#### 【地域包括ケア推進課】

(歳出)

監査項目 B型肝炎予防接種委託料

(10月末現在)

予算額	支出済額
11,040,000円	4,802,160円

- 着 眼 点
- ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
  - ②委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
  - ③委託料の支出は、適正に行われているか。

本業務は、予防接種法施行令の一部改正に伴い、平成28年10月より定期予防接種（A類疾病）の対象疾病に追加されたB型肝炎予防接種の委託業務である。

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスが血液や体液を介して感染して起きる肝臓の病気で、B型ワクチン（不活化ワクチン）を3回接種することで95%程度の方に抗体ができ、予防することができることとされている。

対象者は、平成28年4月1日以降に生まれた、生後1歳の誕生日前日までの方（HBs抗原陽性の方から生まれ、B型肝炎ワクチン及び抗HBsヒト免疫グロブリンを注射した方は定期接種対象外）で、組換え沈降B型肝炎ワクチン0.25mlを生後2ヶ月以降に27日の間隔をあけて2回注射したあと、1回目から139日以上の間隔をおいて3回目を接種する。

契約については、国、地方公共団体その他公法人又は公益法人との契約であり、委託金額となる単価は、大阪府医師会が定める医療点数表で委託料となる初診料及び皮下注射料等の単価が決まっていることから、その性質又は目的が競争入札に適さないため随意契約とし、予定価格調書を省略して契約している。

なお、委託金額については、当初0.25ml皮下注射1件当たり7,630円での契約であったが、昨年の熊本地震でワクチン製造工場が被災したことの影響から、出荷数が制限され流通量が著しく減少したため、平成29年9月1日に0.5mlワクチンも使用できるよう変更契約を行った。

また、件数の報告は、翌月 10 日までに報告されており、接種者及び接種回数等の接種状況については、予防接種台帳により管理されている。

契約者名 一般社団法人 高石市医師会  
 契約年月日 平成 29 年 4 月 1 日  
 契約履行期間 平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日まで  
 契約方法 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約  
 高石市契約規則第 35 条のただし書きにより予定価格調書を省略  
 契約金額 1 件当たり 7,630 円 (0.25ml ワクチンを使用の場合)  
 7,866 円 (0.5ml ワクチンを使用の場合、9 月分～)  
 接種不相当者 5,260 円  
 契約保証金 高石市契約規則第 46 条第 8 号により免除  
 支払方法 請求があった日から 30 日以内

請求件数及び請求額は下記のとおりであり、支出手続きについては、請求件数と業務報告による件数を照合のうえ支出されており、決裁行為書、契約書、支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

(単位：枚、円)

月	請求件数			請求額			請求日	支払日
	接種者	接種不相当者	計	接種者	接種不相当者	計		
4 月	125	1	126	953,750	5,260	959,010	5/19	6/13
5 月	136	1	137	1,037,680	5,260	1,042,940	6/20	7/13
6 月	132		132	1,007,160		1,007,160	7/21	8/10
7 月	114		114	869,820		869,820	8/22	9/13
8 月	121		121	923,230		923,230	9/20	10/13
計	628	2	630	4,791,640	10,520	4,802,160		

(歳出)

監査項目 里帰り出産等助成金

(10 月末現在)

予算額	支出済額
1,440,000 円	990,761 円

着 眼 点 ①助成金の算出は合理的な基準により行われているか。  
 ②助成金の支出手続きは適正に行われているか。

本助成金については、「高石市妊婦健康診査受診者負担助成事業実施要綱」に基づき、妊婦健康診査の徹底をはかるため、里帰り出産等で受診者が負担する費用の一部を市が助成し、妊婦の健康管理の向上を図る目的で行われている。

妊婦健康診査受診券（母子健康手帳と一緒に交付される母子健康手帳別冊、受診時期により14枚）は、大阪府内の医療機関での使用となるため、里帰り出産等で大阪府外の医療機関を受診した妊婦健診費用については、申請により規定の助成金を支給することとなっている。

助成を受けることができる者は、高石市に住所を有する者で、妊婦健康診査を大阪府外の都道府県で受診し公費負担の助成が受けられない者で、健康診査の助成額は1枚目は1件につき24,780円、2・3・5・6・7・9・11・13・14枚目は1件につき5,040円、4枚目は1件につき9,820円、8枚目は1件につき17,340円、10枚目は1件につき8,140円、12枚目は1件につき11,400円を助成する。（請求額が助成額を下回る場合は請求額）

申請については受診した日の翌日から1年以内に必要書類（医療機関の領収書、未使用の妊婦健康診査受診券、母子健康手帳健診欄のコピー等）を添えて行う。

過去5年間の助成金額等及び10月末までの助成金の支払件数、助成状況は下記のとおりであり、この助成事業について、決裁行為書、支出命令書等関係書類を監査した結果、要綱に基づき適正に処理されていた。

年 度	人 数	件 数	金 額
24年度	67人	326枚	1,007,050円
25年度	60人	319枚	1,113,060円
26年度	49人	263枚	972,730円
27年度	71人	453枚	1,532,748円
28年度	38人	230枚	1,211,350円

月 分	人 数	件 数	金 額	負担行為日	支払日
4月分	4人	17枚	92,780円	4月25日	5月23日
5月分	6人	29枚	188,870円	5月24日	6月23日
6月分	9人	56枚	358,970円	6月30日	7月21日
7月分	4人	14枚	85,880円	7月24日	8月23日
8月分	4人	24枚	144,091円	8月31日	9月22日
9月分	4人	20枚	120,170円	9月30日	10月23日
合計	31人	160枚	990,761円		